

南丹市官製談合防止法違反等
不正事件に関する調査報告書

令和4年1月

南丹市官製談合防止法違反等
不正事件に関する調査委員会

目次

1. はじめに	1
2. 経緯	2
【調査委員会】	2
【事件の経緯】	3
【逮捕、起訴の対象となった入札案件】	4
【事件の概要】	4
【情報漏洩の動機】	4
【緊急的に講じた処置】	5
【情報整理・本件の特徴と課題】	6
【職員アンケートによる事実確認】	8
【アンケート調査結果（概要）】	8
(1) 入札における基本事項の把握状況	8
(2) 懲戒処分に係る認識について	8
(3) 不当な働きかけの現況について（随意契約）	9
(4) 事業者との関係（マニュアルの対応・コンプライアンス）	9
(5) 職場環境の現状	9
3. 再発防止策	10
◎ 南丹市議会からの提言	10
(1) 制度の周知、研修機会の確保	10
①入札談合関与行為の周知・研修会の開催	10
②コンプライアンス研修の実施	11
③入札制度の周知・事業説明会の開催	11
(2) 制度・業務体制の改善	11
①上水道事業における維持修繕業務体制の再構築	11
②監視体制の強化、指名停止の見直し、不正な行為の通報体制	11
③入札制度の見直し	12
(3) 職場環境の改善	12
①職場環境の改善	12
4. 最後に	13
<参考資料>	
職員アンケート集計結果	
南丹市議会からの「官製談合再発防止にかかる提言書」	

1. はじめに

本報告書は、令和3年2月12日、本市の職員2名が、官製談合防止法違反の容疑で逮捕された事件について、これまでに把握できた事実関係や調査結果を集約して、再発防止に向けた対策を取りまとめたものです。

市では、「南丹市官製談合防止法違反等不正事件に関する調査委員会」（以下「調査委員会」）を設置し、事件の発生に至った背景等を把握するとともに、他市の事例も参照しながら、職員のコンプライアンスの徹底や入札・契約制度にかかる改善策等の検討を進めてきました。

今後は、「再発防止策」の内容に沿って、同様の不祥事が二度と起こらないよう、再発防止及び法令遵守に取り組み、職員一丸となって信頼回復に全力で努めて参ります。

2. 経緯

【調査委員会】

(1) 組織

委員長：副市長

副委員長：総務部長

委員：土木建築部長、農林商工部長、上下水道部長
総務課長、人事課長、監理課長、上水道課長

(2) 開催内容

第1回：令和3年3月8日（月）

- ・逮捕以降の経過の確認
- ・委員会の目的、調査内容等の確認等

第2回：令和3年4月9日（金）

- ・事件に係る経過及び市の対応（事件の経過と捜査対象工事）
- ・入札の執行状況について（入札記録・経過の確認）
- ・今後の進め方について（スケジュール確認・第1回公判傍聴【5月11日】）

第3回：令和3年5月18日（火）

- ・事件に係る経過及び市の対応（第1回公判の内容、議会官製談合再発防止等調査特別委員会（以降、本項及び事項において「議会特別委員会」と表記。）の内容報告）
- ・入札の執行状況について（資料により応札状況の確認）
- ・今後の進め方について（判決の傍聴【6月1日】）

第4回：令和3年8月25日（水）

- ・事件に係る経過（判決確定の報告（最終【7月19日】、議会特別委員会の内容報告）
- ・今後の進め方について（職員アンケート実施、コンプライアンス研修の検討等）

第5回：令和3年11月16日（火）

- ・議会特別委員会の内容報告、アンケート結果の分析
- ・アンケートの結果に基づく再発防止に向けた具体的な取り組みの検討（制度研修の実施、コンプライアンス研修の実施、入札制度の検討等）
- ・アンケート結果・調査報告書の作成、公表について

第6回：令和4年1月26日（水）

- ・事件の経過、アンケート結果、第三者意見の反映、再発防止について
- ・調査報告書の審議・確認、事件の経過、アンケート結果、第三者意見の反映、再発防止について
- ・議会特別委員会からの提言
- ・調査報告書の公表について

【事件の経緯】

◎官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害事件

※官製談合防止法：(正式名称：「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」)

年 月 日	内 容
令和3年1月30日	土木建築部次長（当時）、上水道課課長補佐（当時）への京都府警察本部による任意事情聴取開始（以降、両名は出勤せず。）
令和3年2月1日	京都府警本部への市の捜査協力開始。関係資料の提出を行う。
令和3年2月12日	官製談合防止法違反容疑で次長、課長補佐の2名が逮捕 公契約関係競売入札妨害容疑で、弥栄建設株式会社社長が逮捕
令和3年2月13日	市役所本庁舎への家宅捜索が行われ、関係書類が押収される。
令和3年2月18日	弥栄建設株式会社を指名停止（24か月）
令和3年3月5日	京都地方検察庁が次長、課長補佐を起訴 京都地方検察庁が弥栄建設株式会社社長を起訴 （3月9日、同社から代表者変更の届出済。以降、本表において「元社長」と表記）
令和3年3月5日	次長、課長補佐に人事異動、分限休職の人事発令
令和3年3月6日	課長補佐への聞取り調査
令和3年3月9日	次長への聞取り調査
令和3年5月11日	第1回公判 課長補佐、元社長は結審 次長は公判を継続
令和3年5月31日	次長、課長補佐を懲戒免職処分（以降、本表において「元次長」及び「元課長補佐」と表記）
令和3年6月1日	第2回公判（元課長補佐、元社長） 両名とも懲役1年2カ月、執行猶予3年の判決
令和3年7月13日	第2回公判（元次長） 結審
令和3年7月19日	第3回公判（元次長） 懲役1年6カ月、執行猶予3年の判決

【逮捕、起訴の対象となった入札案件】

工 事 名 : 1 上水工第 3 8 号 令和元年度 南丹市上水道事業
船岡浄水場水源地整備工事

工事担当課 : 上下水道部上水道課

開 札 日 : 令和元年 12 月 25 日

落 札 者 : 弥栄建設株式会社

入 札 方 式 : 一般競争

予定価格 (税抜き) : 24, 446, 000 円

最低制限 (税抜き) : 21, 771, 000 円

落札金額 (税抜き) : 21, 771, 000 円

【事件の概要】

土木建築部次長 (当時。以降、本項及び次項において「次長」と表記。) は、弥栄建設 (株) 社長 (当時。以降、本項及び次項において「建設会社社長」と表記。) に対し、入札に際しての秘密事項である予定価格 (工事価格) のうちの直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の情報を教示した。その情報は、元部下である発注担当課、上水道課の課長補佐 (当時。以降、本項及び事項において「課長補佐」と表記。) に依頼し、令和元年 1 2 月 4 日、南丹市役所の 2 号庁舎で教示を受けたもので、次長は、その情報を 1 2 月 5 日、自宅から携帯電話で建設会社社長に教示。建設会社社長は、その情報をもとに、公表された算出式により最低制限価格となる工事費を算出し、1 2 月 2 3 日に事務所のパソコンより、電子入札により入札を行い、1 2 月 2 5 日に最低制限価格と同額で落札した。

【情報漏洩の動機】

(次長)

次長と建設会社社長は幼馴染で旧知の仲。次長は南丹市発足後に上水道課に配置された際、水道事業では旧 4 町の水道の合併後の調整事項、特に維持管理に苦勞した経験があり、水道施設の破損や事故等の緊急時に動いてくれる職員や業者もなかなか居ないなか、弥栄建設は、面倒な維持管理の仕事でもすぐに対応してくれたことから、恩を感じ、報いたいという気持ちがあった。

平成 2 9 年 4 月、弥栄建設の格付け等級が II 等級から I 等級に上がるなか、積算が難しく競争も激化して、なかなか落札できなくなった建設会社社長から、水道工事の積算について教えてくれないかと依頼を受け、秘密事項である積算情報を教示した。以後何度か教示の依頼を受け、今回の対象案件については、令和元年 1 2 月 5 日に、前述のとおり教示を行った。

(課長補佐)

次長と課長補佐は、合併前の旧園部町時代に上司と部下の関係。合併してからは、平成21年4月から平成31年3月まで、南丹市の上下水道部上水道課で再度、上司と部下の関係となるなど長年関係が深かった。その後、平成31年4月に次長は土木建築部に異動となり、それぞれ別の職場の所属となった。そのため、今回の事件では、次長は、建設会社社長から依頼を受けたものの、予定価格の情報を知り得る立場でなかったため、課長補佐に情報の提供を依頼した。

課長補佐は、次長とのこれまでの関係を維持していきたい思いと、スムーズに仕事が進み、工期を過ぎるなどの問題が出ないようにしたいとの思いから、次長に“任せる”意味で情報を伝えることにし、前述のとおり、令和元年12月4日、南丹市役所の2号庁舎で次長に教示を行った。

【緊急的に講じた処置】

年 月 日	内 容
令和3年2月15日	事件を受け、緊急管理職会議（部長・次長級）を開催し、市長訓示を行う。 【内容】 事件状況の現況報告、今後の調査委員会の立ち上げ、職員研修の実施等。職員のコンプライアンス意識の徹底と、市民の信頼回復に向けて全職員一丸となって取り組むことを指示。
令和3年2月16日	「発注事務に関するコンプライアンスマニュアル」（平成31年1月制定）について、再確認依頼を全庁掲示し、全職員に服務規律の徹底と不当な働きかけがあった場合の対処を徹底。
令和3年2月19日	コンプライアンスマニュアル説明会（監理課） 【内容】 マニュアルの主要箇所の説明と、機密図書（設計図書）の管理及び日常の業務管理の再徹底を図る。（第1回 土木建築部・農林商工部、各課長対象）
令和3年2月22日	コンプライアンスマニュアル説明会（監理課） 【内容】 同上。（第2回 上下水道部、各課長対象）
令和3年2月26日	コンプライアンスマニュアル説明会（監理課） 【内容】 同上。（第3回 教育委員会事務局、各課長対象） ※随意契約を含めた日常の業務管理等を中心に。
令和3年3月9日	全職員対象のコンプライアンス研修（人事課） 【手法】（1社）日本経営協会に依頼し実施。午前2回、午後2回開催。 【内容】 全国自治体の不祥事の状況を踏まえた法令遵守について。

令和3年3月10日	<p>全職員対象のコンプライアンス研修（人事課）</p> <p>【手法】 同上。午前2回、午後1回開催。</p> <p>【内容】 同上</p> <p>研修参加者は両日で職員358名、会計年度任用職員30名 計388名</p>
令和3年3月25日	<p>入札談合等関与行為防止法研修会（官製談合防止法研修会）</p> <p>【手法】 公正取引委員会が府下市町村向けに開催された研修会に参加。</p> <p>【内容】 指名業者選考委員、土木建築部・農林商工部・上下水道部・教育委員会の職員 14名出席</p> <p>①入札談合の防止に向けて（独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の説明）</p> <p>②地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブックの説明</p>

【情報整理・本件の特徴と課題】

公判の傍聴を通じて、事件の背後にあったもの、本件における特徴、課題を再発防止の観点から整理してまとめる。

（本市の状況）

一般的に官製談合は、国や地方自治体などによる事業の発注の際に行われる競争入札において、発注機関側の公務員が入札談合（入札参加者の間で、予め受注予定者や受注価格等を取り決めるなどすること）に関与して、不公平な形で落札業者が決まる仕組みを指す。関与の具体例としては、受注予定者を予め特定したり、予定価格を漏えいしたりするなどさまざまな行為がある。

本市では、工事の入札においては、一部を除き指名競争でなく、一般競争を実施することで、受注予定者を予め定めず、予定価格を事前に公表することで職員への不当な働きかけを防止、予定価格を漏洩する行為の意味をなくし、積算に係る情報公開も積極的に行ってきた。その結果、入札の現状としては、最低制限価格と同額によるくじ抽選による落札決定が一般的となっている。

（本件における特徴）

- ① 本件では、入札参加者の間での調整による談合はなく、特定の事業者が最低制限価格を算出するための情報の提供を受けたものであるが、最低制限価格を知り得ることで必ずしも落札できるものではないが、“候補者”となることは確実。裁判の対象とされた本件については、最低制限価格と同額の応札者が他になく、結果、抽選なしで落札となった。裁判では、元社長は「平成29年から10数件の情報提供を受けて5

件か6件の工事を落札した」と述べ、元次長は「平成29年から3件の情報を提供したことは記憶にあるが、依頼されても答えなかったこともあり全部の件数はわからない」と述べており、逮捕、起訴の対象とされた入札案件以外にも機密情報の漏洩があったことを認めている。

- ② 最低制限価格で落札したことになるので、受注価格等を吊り上げる行為には当たらない。
- ③ 今回の事案に至った動機として元次長は、水道施設工事、上水道事業の特殊性を挙げている。すなわち、維持管理における修繕の緊急度が高く、夜間、休日を問わない対応が必要となるなか、事業者への負担も大きく、無理を聞いて対応してくれる事業者の求めに応じて入札に係る機密情報を提供したと述べている。また、元課長補佐は、「水道事業や業者対応に精通した元次長が選ぶ事業者であれば、工事もスムーズに進むと考えた」と“仕事のやりやすさ”を目的に情報を漏洩したと述べている。

(本件における課題)

- ① 上記の①②の内容から、直接落札者とならず、あくまでチャンスを与えるだけであり、最低制限価格での入札なので、高額な落札を誘導している訳ではないという意識を持っていた可能性があること、また③から円滑な業務実施のための行為という意識が起こってしまっている。職員意識として不正な行為の認識を再確認する必要がある。(入札談合関与行為の研修)
- ② 最低制限価格算出情報の漏洩は、1度に留まらず継続している。
また、予定価格の事前公表のほか、歩掛、設計単価などの多くが公表され、入札において抽選が多発する状況では、最低制限価格と同額で入札が行われても不正があったかどうかの判別がつきにくい。監視体制の強化、働きかけに対する罰則の見直しが課題。
(監視の強化、指名停止基準の厳罰化)
- ③ 維持修繕の緊急対応は、施工業者を確保するため、緊急対応当番の従事を入札参加条件としているが、待機や施工に対する対価が十分でないとの意見や不満が南丹市管工事協会や事業者から寄せられている。維持修繕で十分に報いられる手法を採択することで、個々の入札と、維持修繕への協力を分離する新たな維持管理体制の構築が、大きな課題。
- ④ 入札制度の見直しも検討すべき課題である。全国的な動静のなかでは、予定価格の事前公表は、事後公表に切り替えられてきている。業種、等級を限定した試行実施も含め、受注者で組織する団体(建設業協会、管工事協会等)の意見も聞いたうえで建設事業等執行審議会(市の工事執行に関する第三者機関)で審議を進めていく必要がある。
(制度の改正の検討、外部意見の聴取)

- ⑤ 維持修繕業務が事業者と密接な繋がりを生むきっかけになりやすいなか、単独での折衝、個人携帯の使用等、職場内で複数対応できていないことや、相談しにくい環境が事件の背後にあった。

また、長年同じ職場にいることによって、周りから意見できない雰囲気や、事業者との関係性が深くなったことも要因として考えられる。職場環境、業務体制の改善や、長期間同じ職場にならないような定期的な人事異動も検討していくべき課題となる。

【職員アンケートによる事実確認】

現況を把握したうえで、対策を行う必要があることから、職員の意識、事業者との対応方法、過去10年程度の事業者対応の状況などをアンケートとして調査した。

【アンケート調査結果（概要）】

- ◎対象者 一般職員（再任用職員含む）
（調達業務に現在及び以前に携わった経験のある職員）
- ◎手 法 匿名
（管理職・一般職の別、技術・事務の職種、勤続年数、入札経験の有無は記載）
- ◎調査対象 令和3年9月を基準に概ね10年以内の状況や事例
- ◎調査期間 令和3年9月16日～令和3年10月4日
回答＝254名
未記入の提出が2名、自由記載欄には82名（約3分の1）から感想、提案、質問等の意見があった。

（1）入札における基本事項の把握状況

- （調査内容） 入札制度の基本事項の理解状況の確認。
- （調査結果） 多くの職員で入札制度全体への正確な理解や認識が低い傾向が見られた。特に事務職員には理解度が低い状況であった。

（2）懲戒処分に係る認識について

- （調査内容） 機密情報の漏洩という行為の重さ、公務員という職務の立場の理解状況の確認。
- （調査結果） 情報漏洩に対する懲戒処分に関しては、何らかの処分となることは多くの職員が理解していた。入札妨害や情報漏洩が懲戒免職や退職金の不支給に繋がることは多くの職員が理解しているが、約2割は、今回の事件を受けて認識できたとの回答であった。

(3) 不当な働きかけの現況について（随意契約）

(調査内容) 随意契約には全員が携わる可能性があり、業者との関係も密になりやすいので、現況を確認。

(調査結果) 約1割の職員に対して、予定価格の範囲や参加業者名、参加数等を聞き出そうとする問いかけがあった。また、匿名アンケートのため、詳細が不明で、情報漏洩と断定はできないが、参加業者名や参加者数を教示した経験があると10数名が回答している。特に勤続年数の長い、入札経験もあるような職員が働きかけを受けていることが判明した。

(4) 事業者との関係（マニュアルの対応・コンプライアンス）

(調査内容) コンプライアンスマニュアルに基づく業者対応、プライベートでの接し方の状況を確認。

(調査結果) 事業者との対応を複数の職員で出来ているのは約半数。折衝記録も意識はされているが、約半数がリアルタイムの記録ができていない。プライベートの接触で、“機会がなかった”との回答が大半であるが、仕事内容に会話が及んだことがあるとの回答が約1割あった。事業者と携帯電話で頻繁に電話しているとの回答も11名からあったほか、他の職員から入札情報を聞かれた、事業者から入札情報を聞かれ推測される情報を伝えたとの回答が少数ながらあった。

(5) 職場環境の現状

(調査内容) 職場環境や業務上の悩みが、次の事件に繋がる可能性も秘めているので、現況の確認を行った。

(調査結果) 業務上の悩みを抱えている職員は約4割あるが、8割の職員は「相談できる同僚や先輩がいる」と回答。職場のコンプライアンス意識に関しては7割、情報管理意識については3割が「低い」と回答している。

3. 再発防止策

◎ 南丹市議会からの提言

南丹市議会からは「議会官製談合再発防止等調査特別委員会」の調査等を踏まえ、令和3年12月17日付けで以下の提言をいただいた。

これを受け、これまでに検討してきた内容にこの提言を反映させたものを再発防止策とする。

1. 適正な入札制度の構築と入札結果の監視強化

適正な入札制度の構築を行うとともに、入札結果については監視の強化を図り、不正の早期発見に努めること。

2. 公務員倫理の徹底

公務員に求められる高い倫理観について、職員に徹底を図ること。

3. 不当要求の対応、コンプライアンスの徹底

不当要求の対応やコンプライアンスについて、定期的研修を行うなど、職員に徹底を図ること。

4. 適正な業務発注と職員と業者との関係の明確化

緊急修繕の特殊性がもたらす業者との関連性の改善を図り、業者と適正な関係に努めるとともに、業者と接する場合は複数で対応するなど、公私の区分を明確化すること。

5. 適正な人事配置。

職員の人事異動については、定期的に行うなど適正な人事配置を行うこと。

(1) 制度の周知、研修機会の確保

①入札談合関与行為の周知・研修会の開催

今回の事件は、特定の者への便宜、公正な入札を妨げた行為であり、最低制限価格よりも高額な落札を誘導していないとしても、また円滑な業務実施のためという気持ちがあろうとも刑事事件として罰せられる行為である。

アンケートによると、既におおよそその職員は理解しているが、制度の理解が充分でない部分もある。工事の入札に限らず、業務委託や物品購入等の入札や随意契約においても、談合関与行為があれば不正事件の再発となるので、部署や職種を問わず対策を進める必要がある。職員へのアンケート結果からも、不正な情報取得の働きかけの存在も確認できたので速やかに対策を行う必要がある。以上のことから、再発防止の観点では、正確に理解してもらう必要があり、そのためには、コンプライアンスマニュアルの改訂、Q&A等を追加した解りやすい啓発資料の作成、専門機関等の講師を招いた研修会などによって職員全体の認識をあげていく必要がある。

②コンプライアンス研修の実施

事件のあった入札だけでなく、市には多くの機密情報もあり、職員として遵守すべき法律や服務規程等があるなか、アンケートではコンプライアンス意識が低いという意見や研修を求める意見が多く出されている。また、議会からも提言を受けており、適切な職場環境の構築のため、市全体としての取り組みだけでなく、業務における機密情報は多種多様であることから、部ごと、課ごとの単位でもテーマを自主的に定め、全体として、徹底的に研修に取り組んでいく必要がある。

③入札制度の周知・事業説明会の開催

本市ではこれまで、入札や調達業務の説明会を事務担当者を対象に開催してきたが、今回のアンケート調査によって、制度に対する理解度が低いことが確認できた。新型コロナウイルス感染症対策等のため、近年、説明会が開催できていなかったり、テーマを広げすぎて基本的な部分の周知が薄まっていたことが考えられる。機密情報漏洩の再発を防ぐため、入札・調達制度に関する資料とともに、今回の事件の報告資料を使って、周知、研修を図っていく必要がある。

(2) 制度・業務体制の改善

①上水道事業における維持修繕業務体制の再構築

上水道施設の破損事故等の対応は、昼夜を問わず、また他の仕事に優先して対応するなど事業者側の負担が大きく、市への貢献度も高い業務であるため、“貸し借り”の感覚が生まれていたと考えられる。今回の事件の核心部分として、議会からも、緊急修繕の特殊性がもたらす関係の改善、適正な業務発注について提言を受けている。今後は、対等の立場でしっかりと協議するなかで、当該業務だけで十分に報いられるような経費、条件となるよう、新たな維持管理体制の構築を図る必要がある。

②監視体制の強化、指名停止の見直し、不正な行為の通報体制

民間の積算システムの普及と情報公開により、設計価格（予定価格）や最低制限価格を算出しやすく、同額抽選が多発する状況では、特段に不自然な状況がなければ不正の判別はつきにくい。詳細で綿密な分析資料の作成、積極的な情報公開、入札監視委員会に第三者としての意見をいただくなど、監視体制の向上を図るものとする。

また、情報漏洩を未然に防ぐための罰則の強化も必要である。これまでの指名停止基準では、市内発注工事等の談合、贈賄の場合、24箇月の指名停止であったが、令和3年10月から36箇月に見直し、併せて非公表とされている情報を不正に入手しようとしたときの指名停止を、3箇月から18箇月に見直したところである。

さらに、万が一入札情報を聞き出そうとするなどの不正な行為の働きかけがあった場合の対処としては、既にコンプライアンスマニュアルに定めているが、より実効性を確保するため、所定様式による記録、所属長への報告、南丹市公正入札調査委員会

による聴取、公正取引委員会への通報といった一連の流れをわかりやすくまとめ、周知を図ることとする。

③入札制度の見直し

今回の事件は入札制度が直接の原因ではなく、不正な情報漏洩によるものであるが、制度は常に点検を行い、最善の方法に見直していく必要がある。

予定価格の事後公表や総合評価方式の実施、受注機会の確保に向けた取扱い方式の拡充、過剰な手持ち工事による施工品質低下を防止するための受注制限の導入検討など、これまでも課題となっていた点を含め、具体的に進めていきたい。これらは、積算体制の課題を検証しつつ、受注側の意見、第三者の意見を聞きながら総合的に判断していく必要があるため、慎重に検討を進めていくものとする。

(3) 職場環境の改善

①職場環境の改善

事件の背景となった“事業者と密接な繋がり”を生まないように、単独での折衝、個人携帯電話の頻繁な使用などの改善がまず必要である。

併せて、機密情報の管理の徹底も重要であるため、入札に係る設計書類等は施錠されたロッカー等で保管すること、サーバーコンピュータの共用フォルダの管理の厳格にすること、ファイルやフォルダのパスワード管理、離席する際の機密文書の収納やパソコン画面の非表示をまずは徹底をしていく。(発注事務に関するコンプライアンス・マニュアルに記載)

また、職場内で相談しにくい、意見しにくいという環境が事件の背後にあったことから、定期的な個人面談（人事評価、自己申告調査も含めた面談）の実施による職場内連携の強化、部・課ごとの自主的な研修も職場環境の構築に有効であることから、さらなる取組を進めていきたい。

長年同じ職場に配属されることで、周りから意見できない雰囲気や、事業者との密接な関係性が深くなったことも要因として考えられること、議会からの提言も踏まえ、定期的な人事異動に努めるとともに、今後とも契約担当部署を発注担当部署と分離した体制を維持していくものとする。

4. 最後に

今回の事件は、上水道事業において起こったもので、逮捕・有罪となった2名の元職員は、日常的に緊急対応も含めた維持管理の必要な施設を管理するなかで、事業を円滑に行いたいという思いから予定価格に関する情報を漏洩したと述べています。恒常的に発生する事業者への“借り”意識が、特定の事業者への便宜につながったといえます。また、職場で相談ができるような環境になかったことも要因と考えられます。

再発防止に向けては、こういった状況を変えていくことがまず必要で、職員としての公務員倫理、コンプライアンス意識の再確認から始めていきます。

また、様々な対策は有機的・継続的に実施されていくことが肝要なので、自主的な防止策の進捗状況の点検も継続的に行い、定期的に検証する機会を設け、外部からの意見も積極的に聴取するとともに、一定期間経過の後は、今回実施したようなアンケートも行い、状況を常に確認して再発防止に努めて参ります。